

「NUK 環境ウレタン防水材」

届出要領

2024年11月19日制定

2025年1月1日施行

日本ウレタン建材工業会  
広報委員会, 統計委員会

## 1. 概 要

日本ウレタン建材工業会では、化学物質を取り巻く状況に対し、以下のような認定制度を設け、ウレタン防水の環境負荷低減に寄与してきました。

- 1) 環境対応型ウレタン防水材システム認定制度（2002年）
- 2) ホルムアルデヒド自主規制表示申請登録制度（2005年）
- 3) VOC（揮発性有機化合物）自主規制表示申請登録制度（2010年）
- 4) 環境6基準適合ウレタンゴム系防水材自主規制表示申請登録制度（2016年）

これらの制度の実績、関係諸法令の改正ならびに社会的ニーズの変化に的確に対応すべく、2) 及び 3) は継続する一方、1) 及び 4) については新たな制度を構築し、さらなるウレタン防水の信頼性向上に努めることになりました。

従来、1) 及び 4) は、施工後のウレタン防水層から発生（揮散、溶出など）する化学物質に着目し、

- ① 国土交通省「建築基準法／同施行令」に定める物質：ホルムアルデヒド
- ② 厚生労働省「VOC 及び総 VOC の室内濃度の指針」で指定する化学物質
- ③ 厚生労働省「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」に定める有機溶剤
- ④ 厚生労働省「特定化学物質障害予防規則（特化則）」に定める特別有機溶剤
- ⑤ 厚生労働省「女性労働基準規則（女性則）」に定める化学物質
- ⑥ 文部科学省「学校環境衛生基準」に定める化学物質

を届出基準の対象としました。

一方、硬化後のウレタン防水層には残存しないが、硬化前のウレタン防水材中には含まれる化学物質として。

⑦ 厚生労働省「特定化学物質障害予防規則（特化則）」に定める特定第2類に着目し、ウレタン防水施工作业における労働環境（作業環境）対策として、これを新たな届出基準対象化学物質に加えました。

ここに、①～⑦を対象とする新たな環境ウレタン防水材の制度として、『NUK 環境ウレタン防水材』届出制度を発足させました。

## 2. 目 的

日本ウレタン建材工業会（以下 NUK）が、NUK 環境ウレタン防水材の届出に関する基準を制定し、NUK の出荷統計における“環境品”計上の指標とする。

## 3. 基 準

届出基準は以下の通りとする。

NUK 環境ウレタン防水材として届け出る化学物質については、各々の基準で定められた基準値を満たすこととする。

なお、NUK 環境ウレタン防水材は、JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の屋根用に適合するものとする。

(1) ホルムアルデヒド

\*NUK「ホルムアルデヒド自主規制」表示申請登録実施要領：3.基準に拠る。

(2) トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレン

\*NUK「VOC 自主規制」表示申請登録実施要領：3.基準に拠る。

(3) 厚生労働省「VOC 及び総 VOC の室内濃度の指針」対象化学物質 [(1),(2)を除く]

\*対象化学物質は、「NUK 環境ウレタン防水材届出対象化学物質一覧」参照。

(4) 有機溶剤中毒予防規則（有機則）に定める有機溶剤 [(2)を除く]

\*対象化学物質は、「NUK 環境ウレタン防水材届出対象化学物質一覧」参照。

(5) 特定化学物質障害予防規則（特化則）に定める特別有機溶剤 [(2)を除く]

\*対象化学物質は、「NUK 環境ウレタン防水材届出対象化学物質一覧」参照。

(6) 女性労働基準規則（女性則）に定める化学物質 [(1),(2)を除く]

\*対象化学物質は、「NUK 環境ウレタン防水材届出対象化学物質一覧」参照。

(7) 学校環境衛生基準に定める化学物質 [(1),(2)を除く]

\*対象化学物質は、「NUK 環境ウレタン防水材届出対象化学物質一覧」参照。

(8) 特定化学物質障害予防規則（特化則）に定める特定第 2 類化学物質 [(1)を除く]

\*対象化学物質は、「NUK 環境ウレタン防水材届出対象化学物質一覧」参照。

なお、(3)～(8)については、法令等で定める化学物質の内、ウレタン防水材に配合することが一般的でない化学物質については、技術委員会で検討し、規制対象から除くこととする。

#### 4. 適用範囲

本届出要領は、NUK 会員（正会員および賛助会員）が製造・販売するウレタンゴム系防水材に適用する。

#### 5. 届 出

届出を行おうとする NUK 会員は、製造・販売しているウレタンゴム系防水材の「NUK 環境ウレタン防水材」届出書を NUK 事務局に提出する。

なお、届出書には、SDS 等の確認書類や誓約書を添付する必要はない。

#### 6. 掲 載

届出を受けた事務局は、広報委員会の確認の下、速やかに NUK ホームページの当該箇所に掲載する。

掲載結果については別途理事会へ報告する。

## **7. 届出費用**

届出費用は、無料とする。

## **8. 届出基準の見直し**

技術委員会は、以下の項目を考慮し、1回／年以上、届出基準の見直しを行う。

- ①最新の知見
- ②法令による要求事項

届出基準の改定は、理事会の承認による。

## **9. 届出基準の改定**

届出基準の改定が行われた場合、NUK は改定内容を工業会の会員へ連絡及びホームページに掲載する。

なお、改定内容によっては、届出者に対して届出書類の再提出を依頼する。

## **10. 届出の有効期間**

届出の有効期間は、当該ウレタン防水材の改廃にかかわらず、これを設けない。

ホームページからの削除を希望する場合は、廃止届を、NUK 事務局に提出する。

事務局は、広報委員会の確認の下、速やかに NUK ホームページの当該箇所から削除する。

削除結果については別途理事会へ報告する。

## **11. 届出証明書の発行**

届出証明書の発行は行わない。

## **12. 要領の改訂**

本要領の改定は、理事会の承認による。